

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和5年5月8日(月)
午後1時00分～午後1時30分

場 所 : 八戸市公民館2階 会議室1～3

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和5年5月8日(月) 午後1時00分～午後1時30分 八戸市公民館2階 会議室1～3

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 会長挨拶
- 4 諮 問
- 5 会議録署名委員選出
- 6 職員の紹介
- 7 議 事
 - (1) 八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問案件）
 - (2) 八戸市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (3) 令和5年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について
 - (4) その他
- 8 閉 会

出席委員（17名）

被保険者代表（4名）

青井 貴子 委員
佐々木 智子 委員
中村 喜夫 委員
大塚 明子 委員

医師等代表（5名）

松橋 英昭 委員
袴田 真理子 委員
工藤 祐喜 委員
谷地 泰美 委員
片町 善之 委員

公益代表（5名）

坂本 美洋 委員—会長
五戸 定博 委員—会長職務代理者
梅内 昭統 委員
橋向 久美子 委員
松浦 芽久美 委員

被用者保険等保険者代表（3名）

石田 徹 委員
高橋 徳誉壽 委員
豊川 敦 委員

欠席委員（1名）

被保険者代表（1名）
村元 正彦 委員

出席職員（9名）

熊谷 雄一 市長
磯嶋 美德 市民環境部長
夏坂 一史 市民環境部次長兼国保年金課長
高橋 ひとみ 国保年金課副参事（管理給付グループリーダー）
鈴木 俊博 国保年金課副参事（後期高齢者医療グループリーダー）
慶長 利子 国保年金課参事（国保税グループリーダー）
宮崎 孝之 国保年金課主幹
加藤 僚子 国保年金課主幹
上野 千穂 国保年金課主幹

傍聴者なし

[午後1時開会]

●司会 定刻となりましたので、ただいまより、令和5年度第1回八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の出席委員は17名で、欠席委員は、被保険者代表委員の村元委員1名でございます。本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が1名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定により、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

はじめに、熊谷市長よりご挨拶申し上げます。

●市長 本日は、それぞれお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、当市の国民健康保険の運営につきまして、心よりご支援・ご協力をいただいておりますことに、感謝を申し上げます。

平成30年4月に新制度がスタートして以来、6年目を迎えておりますけれども、当市の事業の運営は円滑に継続をしております。

今後とも県と十分に連携を図りながら、スムーズな運営に繋がっていきたくと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

●司会 続きまして、坂本会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

●会長 会議に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

熊谷市長さんには、お忙しい中、本当にありがとうございます。

委員の皆様には、次第にもございますように、今日は、市長さんの方から八戸市の国民健康保険税の上限を少し改正したいという内容の諮問をいただいた後に、関係いたします2つの案件をご審議いただきたいと思っています。

熊谷市長さんの方からもお話がありましたように、平成30年に国民健康保険法の一部が改正になりまして、今までは市町村が保険者でございましたが、都道府県も保険者に加わりました。この目的はいろいろありますが、今のところ青森県内40の市町村ごとに保険税・保険料が違っておりますので、7、8年かけてということになりますけれども、一律にしていく、どこに住んでいても同じ保険料でいけいかということが大きな目的だと私は理解しております。

そういった中で、改革が進んでいるところでございまして、熊谷市長さんからお話があったように、県の方と十分連携を取りながら国保の運営を進めて参りたい。

医師会の先生方もおいででございますが、日本は、国民健康保険があることによって、皆医療保険制度が達成できているということで、それが大きな要だと思っております。

そういうことで、八戸市におきます国保の運営というのは、大変安定的に持っていかなければならない。熊谷市長に非常に力を入れていただいておりますので、私どもとしても運営協議会の委員として、市民にとって喜ばれるような改革にして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●司会 続きまして、市長より「八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について」の諮問をいたします。市長、坂本会長、お願いいたします。

●市長 諮問書。八戸市国民健康保険運営協議会会長、坂本美洋様。下記の諮問事項について、貴協議会の意見を求めます。諮問事項、八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について、令和5年度以後の後

期高齢者支援金等課税額に係る限度額を現行の20万円から22万円に引き上げる。以上です。よろしくお願いいたします。

●会長 はい、審議させていただきます。

●市長 よろしく願いいたします。

●司会 ここで、市長は次の公務のため、これをもちまして退席いたしますことを、皆様からご了承いただきたいと思ひます。

●市長 申し訳ございません。それでは、よろしく願いいたします。

●司会 それでは、この後の進行につきましては、坂本会長よろしく願いいたします。

●会長 それでは、次第に従いまして進行させていただきます。次第の5、「会議録署名委員の選出」ですが、選出については、会長に一任いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

●一同 異議無し。

●会長 ご異議無しということでございますので、私の方から、佐々木委員と松橋委員にお願いをいたします。

●会長 次に、今回は、今年度最初の協議会ですので、国保年金課担当職員の紹介をお願いしたいと思ひます。磯嶋美徳市民環境部長、よろしく願いいたします。

●部長 国民健康保険事業を所管いたしております、市民環境部長の磯嶋でございます。それでは、今年度の運営協議会事務局の職員を紹介させていただきます。

【事務局職員紹介】

●会長 それでは、議事に入ります。さきほど、市長のほうから諮問を受けました、諮問書の写しを委員の皆様にお配りいたします。

皆様、配付されましたでしょうか。(1)八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定について、事務局から説明をお願いいたします。

●次長 はい。

●会長 夏坂次長。

●次長 それでは、先ほど市長から諮問いたしました八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定につきましてご説明申し上げます。

右上に資料1と記載された資料をご覧くださいと思ひます。

(1)改定理由でございますが、国民健康保険税における課税限度額の上限を定めております、地方税法施行令の一部改正に伴い、当市の保険税につきましても同様の改定を行うものでございます。

次に、(2)改定案でございますが、令和5年度以後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものでございます。

表に、当市の国民健康保険税の税率と課税限度額をお示ししておりますが、保険税には表の上段にありますとおり、①から③の3つの区分がございます。

それぞれ内容を記載しておりますが、①の基礎課税額は国保加入者の医療給付などに充てられるもの、②の後期高齢者支援金等課税額は75歳以上が加入する後期高齢者医療制度を支援する財源となるもの、③の介護納付金課税額は介護保険の第2号被保険者であります40歳から64歳までの方の介護保険料相当分

ございまして、②及び③につきましては、国保以外の医療保険制度におきましても、加入者の年齢に応じて負担しているものでございます。

これらの区分それぞれにおきまして課税限度額を定めており、今回の改定は②の後期高齢者支援金分を2万円引上げ、①の基礎課税額分及び③の介護納付金分は据置きとなっております。

また、表の網掛け部分にカッコ書きで記載しておりますが、限度額を超過する世帯数は、2万円引上げることにより約60世帯減少し、214世帯程度になるものと見込んでおります。

なお、所得割額の税率、被保険者1人当たりの均等割額、1世帯あたりの平等割額につきましては変更ございません。

次に、(3)影響額でございますが、課税限度額を2万円引上げることにより、課税額ベースで約500万円の増額になるものと見込んでおります。

最後に改定手続きでございますが、諮問内容のとおり課税限度額を改定するためには、八戸市国民健康保険税条例の改正が必要となりますので、6月に開催予定の市議会定例会に条例の改正について提案し、議決をいただいた上で、令和5年度の課税分から適用したいと考えております。

以上、国民健康保険税の課税限度額の改定につきましてご説明させていただきましたが、どうぞご審議の程よろしくお願い申し上げます。

●会長 ただいま夏坂次長から説明をいただきましたが、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。何かございますでしょうか。

●一同 なし。

●会長 それでは、ご意見等ないということでございますので、八戸市国民健康保険税の課税限度額の改定につきましては、了承し諮問案の通り答申することよろしいでしょうか。

●一同 異議なし。

●会長 ご異議なしということで了承いただきました。それでは、この件につきましては、早速5月10日に会長である私が市長に答申したいと思います。答申書の作成及び提出につきましては、会長に一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

●一同 異議なし。

●会長 ご一任いただきましたので、事務局から作成していただき、市長へ提出することといたします。それでは、この件につきましては終了することといたします。

●会長 次に、(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について、事務局から説明をお願いいたします。

●慶長参事 はい。

●会長 慶長参事。

●慶長参事 私からは、議事の(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。お手元の資料2をご覧ください。

まず、改正の概要の(1)「低所得世帯に係る保険税の軽減判定所得基準額の見直し」につきましては、国民健康保険税における低所得者に係る保険税軽減判定所得の基準を定めている、地方税法施行令の一部改正に伴うものでございます。

見直しの内容でございますが、国民健康保険税のうち、被保険者1人当たりに課税される均等割額及び1世帯当たりに課税される平等割額につきましては、所得に応じて7割、5割、2割を軽減する制度がございます。

このうち、5割軽減と2割軽減については、物価上昇の影響で軽減対象世帯が減少しないよう、経済動向等によって見直しが行われております。

今回の改正では、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減にあつては、28万5千円を29万円に、2割軽減にあつては、52万円を53万5千円に見直すことにより、上限額を引き上げ、軽減判定基準を緩和するものでございます。

なお、軽減判定所得基準額の見直しは、令和5年度分からの保険税に適用するものでございます。

次に、(2)「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置」についてでございますが、令和4年度まで実施してきた、当該感染症の影響を受けた国保世帯の保険税の減免を、令和4年度末に国保資格を取得したこと等により、令和4年度分の保険税の納期限が、令和5年4月以降に到来するものについても、適用するためのもので、納期限が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にある、令和4年度分の保険税について、減免申請書の提出期限を、特例として「市長が定める日」とするものでございます。

この「市長が定める日」は別途、減免要綱にて定めることとなりますが、令和5年12月28日を予定しております。

減免した保険税額については、10分の10相当額が、令和5年度の特別調整交付金により国から財政支援される予定でございます。

なお、周知方法でございますが、広報はちのへ、市のホームページ等で周知する予定でございます。

条例の改正につきましては、令和5年6月市議会定例会に提案する予定でございます。

私からの説明は以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問等をいただきたいと思っております。何かございませんでしょうか。

●一同 なし。

●会長 ご意見・ご質問等なしということですので、八戸市国民健康保険税条例の一部改正については、了解いただいたものとして取り計らいます。

続きまして、(3)令和5年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画について、事務局から説明をお願いいたします。

●高橋副参事 はい。

●会長 高橋副参事。

●高橋副参事 それでは、今年度の八戸市国民健康保険重点事業実施計画につきましてご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

本計画は、国民健康保険事業の具体的な運営事項を定めて、その円滑な推進を図るために、毎年度当初に策定しているものでございます。

1ページをお開き願います。まず初めに基本方針でございますが、2段落目に記載のとおり、当市の国保の被保険者数は、人口自体の減少に加え、社会保険適用拡大や、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行のため、年々減少を続けており、本年3月末現在の被保険者数は、昨年3月末の45,188人から約2,000人減の43,170人で、当市の人口に対する国保加入者の割合は約19.6%となっております。

また、医療費につきましては、被保険者数は減少しているものの、高齢化の進展や医療技術の進歩、生活習慣病などの慢性疾患の増加等に伴って、1人当たりの額は年々増加しております。

一方、低所得者や高齢者の加入割合が高いという国保の構造的な問題等から、保険税収入は思うように確保できないなど、財政基盤はぜい弱なものとなっており、国民健康保険を取り巻く環境は、依然として厳しい状況でございます。

平成30年4月から、都道府県が保険者に加わり財政運営の責任主体となる新たな国保制度がスタートしておりますが、本市といたしましては、引き続き県と連携して、より一層の国保事業の安定的運営を図るため、今年度も本計画に基づく諸事業を推進していくものでございます。

次の2ページから4ページにおいて、6つの大きな柱立てといたしまして項目を整理しておりますが、それぞれの具体的な事業計画について5ページ以降に記載しておりますので、そちらの方で事項別の主な事業についてご説明申し上げます。

まず1つ目の「財政健全化対策の推進」につきましては、予算編成や国保税収入の確保などについて、適正な事務に努めるほか、県と十分に連携を図りながら、安定的な財政運営や効率的な事業運営に努めることとしております。

また、(6)の保険者努力支援制度は、今般の制度改革に伴い導入された制度でございまして、都道府県及び市町村における医療費適正化等に向けた取組に対して点数化し、その点数に応じて交付金が配分される制度でございます。

この制度の積極的な活用を図るため、評価指標の改善に努め、国保財政の安定化につなげて参りたいと考えております。

次に、2の「保険税収納率向上対策の推進」につきましては、(2)で目標収納率を、青森県国民健康保険運営方針に合わせ、一般被保険者現年度課税分について、2年度前に当たる令和3年度の同規模保険者の全国平均値に設定いたします。令和3年度の全国平均値は6月頃に公表されることになっております。また、(3)の口座振替の拡大や、(5)のコンビニ収納等を活用した収納体制の充実強化、(6)の新規滞納者への自動音声による電話催告など、納税指導・相談の充実強化、6ページに参りまして、(8)「広報はちのへ」に国保特集を掲載し、納税意識の高揚に取り組むことにより、収納率の向上に努めて参ります。

次に、3の「医療費適正化対策の推進」でございしますが、(2)の医療機関からの医療費の請求書であるレセプトの点検の充実・強化や、(4)の重複・頻回受診者などへの訪問指導による適正受診の促進、また、被保険者の医療費に対する意識の高揚を図るため、医療費通知やジェネリック医薬品利用差額通知などを、引き続き実施して参ります。

次に、7ページに参りまして、4の「保健事業の推進」でございしますが、平成30年度に策定いたしました「第2期データヘルス計画」「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、特定健診の受診率向上に向けた取組や、健診結果を踏まえた特定保健指導や訪問指導の実施など、効果的・効率的な保健事業の実施に努めて参ります。

(6)の糖尿病重症化予防事業につきましては、「八戸市糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、八戸市医師会と連携し、医療機関等のご協力を頂きながら推進して参ります。

また、引き続き、市民保養所「洗心荘」の宿泊料助成事業や、健康まつりの開催など、健康意識の啓発にも努めて参ります。

なお、健康まつりにつきましては、昨年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、規模を大幅に縮小し、健康パネル展としてはっちで開催いたしました。今年度につきましても、感染拡大予防に十分に配慮したうえで、できる限り効果的な啓発行事としたいと考えております。

次に、8ページに参りまして、5「適用適正化対策の推進」につきましては、被保険者の適切な医療の確保及び事業運営の健全化を図るため、資格の適正管理に努めて参ります。

最後の、6「運営体制の充実強化」につきましては、当運営協議会の委員の皆さまのご支援のもと、引き続き、職員の資質向上や国保事業の広報活動の充実を図りながら、当市の国保事業につきまして、安定的な運営を継続できるよう、運営体制の充実強化に努めて参りたいと考えております。重点事業実施計画については、以上でございます。

●会長 ただいまの説明に対し、委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。何かございませんでしょうか。

●一同 なし。

●会長 ないようですので、令和5年度八戸市国民健康保険重点事業実施計画については、了承したものと取り計らいたいと思ひます。よろしいですか。

●一同 異議なし。

●会長 それでは、この件は終了といたします。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。ないようですので、これをもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[午後1時30分 閉会]